

# 立入検査時の指摘事項 及び高圧ガスの事故等 について

---

令和4年度 高圧ガス保安講習会

札幌市消防局予防部査察規制課保安係



# ➤ 目次

## 01.立入検査について



立入検査の対象、方針等について

P 3 ~P5

令和4年度の立入検査の結果について

P 6 .P 7

立入検査時の検査項目、まとめについて

P8~P19

## 02.高圧ガスの事故について



令和3年内の高圧ガス事故の統計と詳細

P20~P25

令和4年内の高圧ガス事故の紹介

P26~P29

## 03.札幌市消防局 からのお知らせ



高圧ガス関係の手続きにおける電子化について

P30~P31

高圧ガス関係の電子申請の対象について

P 3 2

# 01.立入検査について



## ◆立入検査【法第62条】

- 都道府県知事※は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等する者及び容器検査所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査等させることができる。(関係部分抜粋)
- 立入検査の目的：高圧ガスによる災害や事故の発生の防止及び高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図るために実施しています。

※都道府県に指定都市がある場合は指定都市の長となり、北海道の場合は札幌市長になります。



## ◆立入検査の対象、方針等について

- 札幌市消防局では、高圧ガス事業所への立入検査に関して、立入検査基本計画を策定し、下表のように対象事業所に対して実施サイクル等を定め、各年度の執行計画に基づき実施しています。

事業所別	項目	対象事業所の例	実施サイクル
第一種製造者		定置式製造設備(充てん所など)、移動式製造設備、ガススタンドなど【許可を要する施設】	5年に1回
第二種製造者		定置式製造設備、移動式製造設備など	5年に1回
第一種貯蔵所		貯槽や容器の貯蔵所【許可を要する施設】	5年に1回
第二種貯蔵所		貯槽や容器の貯蔵所	5年に1回
特定高圧ガス消費者		特殊高圧ガスの消費施設や液化酸素、液化石油ガスなどを相当量貯蔵し、消費する施設など	5年に1回
高圧ガス販売所		液化石油ガス保安規則に該当する販売所、それ以外の販売所など	3年又は5年に1回
容器検査所		自動車燃料装置用容器や附属品などの登録検査所	5年に1回

※ 諸業務又は新型コロナウイルス等の感染症等による影響等により、実施サイクルが変更する場合があります。

# ◆ 令和4年度の立入検査の結果について

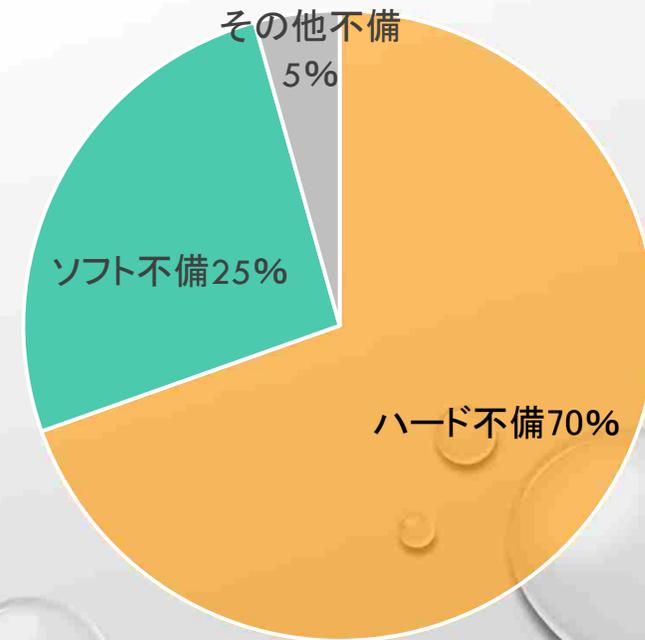
## 1 令和4年度の立入検査の結果

- (1) 対象事業所数: 131施設
- (2) 不備事項が存在した事業所数: 23施設  
(約18%の事業所に不備がみられた。)

※ 不備事項の割合は右図参照

※ 多くの事業所が早期に是正措置を行い、不備事項は改善されています。

不備事項の割合



■ ハード不備 ■ ソフト不備 □ その他不備

## 2 対象事業所における主な指摘事項

(保安検査と立入検査を併せて実施した際の不備事項を含む。)

### (1) ハード不備

- ア 警戒標の未設置
- イ 締結不良による接手部からの微小漏えい
- ウ 安全弁放出管開口部の位置が適正な位置ではない。
- エ 保安電力(ガス漏えい検知警報設備)の蓄電池容量不足
- オ 防火設備散水装置の止水弁閉止による不作動
- カ タンクローリ停車位置に対する散水装置の散水不足
- キ 消火設備の設置数量不足
- ク 警報設備及び防火設備の未設置(特定高圧ガスの消費に係る基準)
- ケ 冷凍事業所における除外作業保護具の設置数量不足

### (2) ソフト不備

- ア 定期自主検査の未実施、一部未実施
- イ 保安教育の未実施
- ウ 日常点検の未実施、一部未実施
- エ 容器置場の周囲2m以内での火気の使用

### (3) その他不備

貯蔵施設において、必要な申請や検査を受けずに設備の変更及び貯蔵能力を増加を行っていたもの。

# ◆ 立入検査時の主な検査・確認項目について

## ➤ 第一種製造者を対象とした場合

【ハード面】：◆ P9参照

- 1 位置、構造、設備の維持  
(法第11条第1項)
- 2 製造の方法  
(法第11条第2項)



【ソフト面】：◆ P9～P17参照

- 1 製造の方法(法第11条第2項)
- 2 危害予防規程(法第26条)
- 3 保安教育(法第27条)
- 4 保安統括者等(法第27条の2・3、第32条、第33条)  
冷凍保安責任者(法第27条の4、第33条)
- 5 定期自主検査(法第35条の2)
- 6 容器の表示等(法第46条)
- 7 帳簿(法第60条)



# ◆ 製造のための施設及び製造の方法 【法第11条第1項、第2項】

➤ 第一種製造者に係る技術上の  
基準の例(本市の場合)

・製造のための施設  
及び製造の方法  
(法第11条第1項、  
第2項)

・製造施設・設備等の基準  
(法第8条第1号)  
・製造の方法の基準  
(法第8条第2号)

**一般高圧ガス保安規則**

- ・定置式製造設備(規則第6条)
- ・コールド・エバポレータ(規則第6条の2)
- ・圧縮天然ガススタンド(規則第7条)
- ・液化天然ガススタンド(規則第7条の2)
- ・圧縮水素スタンド(規則第7条の3)
- ・移動式製造設備(規則第8条)
- ・移動式圧縮水素スタンド(規則第8条の2)

**液化石油ガス保安規則**

- ・定置式製造設備(規則第6条)
- ・液化石油ガススタンド(規則第8条)
- ・移動式製造設備(規則第9条)

**冷凍保安規則**

- ・定置式製造設備(規則第7条)
- ・移動式製造設備(規則第8条)
- ・製造の方法(規則第9条)

➤ 検査・確認ポイント

各技術上の基準に適合しているか。

## ◆ 危害予防規程【法第26条】

### ➤ 検査・確認ポイント

- 1 危害予防規程が届出されているか。
- 2 届出された危害予防規程が経済産業省令で定める基準に適合しているか、当該規程を遵守しているか、変更していないか。

### 参考

- ◆ 平成30年経済産業省令第61号により、大規模地震及び津波に係る対策について、危害予防規程へ追加することとされた。
- ◆ 第一種製造者 特定の事業所用 危害予防規程の指針 KHKS 1800-1(2020)、一般の事業所用 危害予防規程の指針 KHKS 1800-2(2020) : 高圧ガス保安協会

# ◆ 保安教育【法第27条】

## ▶ 検査・確認ポイント

- 1 従業員に対する保安教育を実施しているか。
- 2 実施計画(年間計画、月間計画)により遂行しているか。

### 参考

- ◆ 保安教育は人的及び物的損傷を防止し、公共の安全を確保することを目的とし、危害予防規程と同様に自主保安を確立する上で重要な位置付けをしているため、立入検査時に実施内容も含め確認しています。
- ◆ 第一種製造者 特定の事業所用 保安教育計画の指針 KHKS 1801-1(2016)、一般の事業所用 保安教育計画の指針 KHKS 1801-2(2016): 高圧ガス保安協会

# ◆ 保安統括者・保安技術管理者・保安係員【法第27条の2】

## ➤ 検査・確認ポイント

### 1 保安統括者

保安統括者を選任し、その者が高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理しているか。(経済産業省令で定める者を除く。※保安監督者に保安監督させる場合)

### 2 保安技術管理者

高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けており、必要とされる経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任し、その者が必要な職務を行っているか。(経済産業省令で定める場合を除く。)

### 3 保安係員

高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けており、必要とされる経験を有する者のうちから、保安係員を選任し、その者が必要な職務を行っているか。また、その者が必要な講習を受けているか。

## 参考

- ◆ 保安監督者は法令上の用語ではなく、各規則で定める保安統括者等を選任する必要のない第一種製造者において、その高圧ガスの製造に係る保安について監督する者の通称として用いられている用語です。保安統括者等ではなく製造に係る保安を監督する保安監督者によることができると特に定められた高圧ガス製造施設は、各規則で定められており、保安監督者の資格要件は、高圧ガス製造施設により様々ですので、各規則の関係条項を参照ください。

# ◆ 保安主任者・保安企画推進員【法第27条の3】、冷凍保安責任者【法第27条の4】

## ➤ 検査・確認ポイント

### 1 保安主任者

高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けており、必要とされる経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安主任者を選任し、その者が必要な職務を行っているか。(経済産業省令で定める容積未満の製造をする者を除く。)

### 2 保安企画推進員

必要とされる経験を有する者のうちから、高圧ガス製造保安企画推進員を選任し、その者が必要な職務を行っているか。(経済産業省令で定める容積未満の製造をする者を除く。)

### 3 冷凍保安責任者

高圧ガス製造保安責任者免状の交付を受けており、必要とされる経験を有する者のうちから、冷凍保安責任者を選任し、その者が必要な職務を行っているか。(経済産業省令で定める者を除く。)

## 参考

- ◆ 現時点札幌市においては、保安主任者及び保安企画推進員の選任が必要な施設(特定の事業所)はありません。
- ◆ 冷凍保安責任者にあつては、製造の区分(①1日の冷凍能力300トン以上のもの、②100トン以上300トン未満のもの、③100トン未満のもの)によって、必要な免状が異なるため、人事異動や世代交代等により欠員が生じないよう対応をお願いします。また、いわゆる「ユニット型」の施設で、冷凍保安責任者の選任が不要な施設もありますので、その条件等については、各規則の関係条項を参照ください。

# ◆ 保安統括者等の代理者【法第33条】

## ➤ 検査・確認ポイント

- 1 保安統括者等の代理者が選任されているか。
- 2 保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は冷凍保安責任者の代理者は、経済産業省令で定めるところにより  
高压ガス製造保安責任者免状の交付を受けており、必要とされる経験を有する者であるか。

## 参考【基本通達より】

- ◆ 代理者の兼務については、基本通達にてそれぞれの規則で定める要件を満足していれば、次のとおり認められています。
  - ①保安統括者、保安技術管理者、保安主任者及び保安係員の代理者に選任されている者は、それぞれの2以上の代理者を兼務することができる。
  - ②保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員に選任されている者は、他の保安統括者、保安技術管理者又は保安企画推進員の代理者の1と兼務することができる。
  - ③従業員の交代制をとっている製造施設で現に保安係員に選任されている者が、他の直の代理者を兼務することができる。

## ◆ 定期自主検査【法第35条の2】

### ➤ 検査・確認ポイント

- 1 経済産業省令で定めるところにより、定期的に保安のための自主検査を行っているか。
- 2 検査結果を作成し、保存しているか。
- 3 検査記録に必要な事項が記載されているか。

### 参考

- ◆ 第一種製造者にあつては、製造施設やガス設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかについて、1年(告示で定める設備又は施設にあつては、告示で定める期間)に1回以上自主検査を行い、選任した保安係員に、当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。また、検査をした製造施設やガス設備ごとの検査方法及び結果、検査の実施について監督を行った保安係員の氏名を検査記録に記載しなければならない。
- ◆ 各定期自主検査指針 KHKS 1850-1(2017)、KHKS 1850-2(2017)、KHKS 1850-4(2011)、KHKS 1850-5(2017)、KHKS 1850-6(2017)、KHKS 1850-9(2019) : 高圧ガス保安協会

## ◆ 容器の表示【法第46条】

### ➤ 検査・確認ポイント

経済産業省令で定めるところにより、その容器に表示しているか。(高圧ガスの種類に対する塗色されているか、容器の外面に必要な事項を明示しているか※、容器の外面に容器の所有者の氏名等を告示で定めるところに従って明示しているか等)

#### 参考【令和5年2月13日付け経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室からの事務連絡より】

※容器の外面に必要な事項の明示について、基本通達では、ガスの性質を示す「燃」の文字の色を**赤色**とするよう規定されていますが、ある事業者は赤色ではなく、誤って「燃」と**白色**と表記した事案が発生しています。なお、この容器は水素及びアセチレンガスのように白色の文字が要求されているガスではなく、単純に表示色を誤ったことが原因であり、この事業者が誤って表示した容器(一般継ぎ目なし)は約3万本であるとのこと。

このように容器の表示に対して、誤表示をするといった事案も発生していますので、改めて関係法令を再認識するとともに自主的な保安活動の推進を図るようお願いします。

## ◆ 帳簿【法第60条】

### ➤ 検査・確認ポイント

- 1 経済産業省令で定めるところにより帳簿を備え、必要な事項を記載し保存しているか。
- 2 各帳簿が適正な年数保存されているか。

### 参考

- ◆ 第一種製造者は、高圧ガスを容器に充填した場合や容器により授受した場合にあっては、必要な事項（充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力【充填質量】、充填年月日、授受先、授受年月日等）等を記載した帳簿を備え、記載の日から2年間保存する必要がある。また、製造施設に異常があった場合は、異常があった年月日及びその措置について10年間保存しなければならない。
- ◆ 定期自主検査の記録の保存については、当該内容には含まれていませんので、ご注意ください。



## ◆立入検査を通して・・・

- 本市においては高圧ガス取扱施設の事故件数は比較的減少傾向にあり、これは事業所による日々の自主的な保安活動によるものと考えます。また、行政からの指摘のみならず、災害や事故などを契機として改善を行い、安全対策を強化することは健全な事業運営に繋がると考えます。
- 高圧ガス取扱施設は、安全の確保に際し、高圧ガス保安法令に定められた技術基準に適合する必要がありますが、その技術基準に適合すればあらゆる災害リスクが回避され、安全が保証されるわけではなく、あくまでも事業者による自主的な保安活動の推進が前提となっています。
- また、設備や作業に関与する者の世代交代による人材不足、設備の老朽化や新技術の採用に伴う自動化及び効率化、想定外の自然災害の発生やその激甚化などにより、取り巻く環境が変化する中で高圧ガスの災害や事故の発生を未然に防止するためには、事業者による自主的な保安活動としてのリスクアセスメントの実施が重要であると考えますので、これまでに培われた安全対策を継続されるとともに、種々変化するリスクに対応するための自主的な対策の構築を今一度推進していただければ幸いです。



# 02. 高圧ガスの事故について

## ◆ 令和3年の高圧ガス事故の発生状況

➤ 令和3年の事故件数は、585件（高圧ガス又は容器の喪失又は盗難の件数は除く。）

うち、噴出・漏えいが約9割

➤ 令和3年の人身事故件数は34件（対前年4件減少）

うち、死者は7名（対前年4名増加）※詳細は次頁参照、負傷者（重傷者と軽傷者の計）は60名（対前年7名増加）

➤ 令和3年の重大事故件数は、A級0件（対前年0件）、B1級4件（対前年1件増加）

### （事故の分類）

	死者数	重傷者数	負傷者数	物的被害額	その他
A級	死者5名以上	重傷者10名以上	負傷者30名以上	甚大な物的災害 (5億円以上)	
B1級	死者1名以上4名以下	重傷者2名以上9名以下	負傷者6名以上29名以下	多大な物的被害 (1億円以上5億円未満)	
B2級	-	-	-	-	同一事業所内の1年以内の 再発（C1級）事故

## ◆ 令和3年の高圧ガスに関する死亡事故

### 二酸化炭素消火設備からのガス噴出事故

- 日時：2021年1月23日
- 県名：東京都
- 事故区分：消費
- 事象：噴出・漏えい
- 事故原因：誤操作・誤判断
- 概要：

ビルの地下1階駐車場において、消火設備の点検作業中、二酸化炭素消火設備から二酸化炭素が放出し、**2名が死亡**、1名が重傷を負う事故が発生した。

- 対応：
- 2021年1月25日付けで、関係団体に対して、消火設備は、高圧ガスである二酸化炭素等を利用しており、不適切な取扱いをすると、人的被害が発生する恐れがあり、二酸化炭素等消火設備の設置者及びメンテナンス事業者等関係者におかれては、十分に危険性を認識した上で、安全な取扱いを行うよう注意喚起を行うとともに、経済産業省のホームページに掲載を行った。

- 日時：2021年4月15日
- 県名：東京都
- 事故区分：消費
- 事象：噴出・漏えい
- 事故原因：誤操作・誤判断
- 概要：

住宅マンションの地下機械式立体駐車場において、天井ボードの貼り替え作業中、二酸化炭素消火設備から二酸化炭素が放出し、**4名が死亡**、1名が重傷を負う事故が発生した。

- 対応：
- 2021年4月20日付けで、関係団体に対して、消火設備は、高圧ガスである二酸化炭素等を利用しており、不適切な取扱いをすると、人的被害が発生する恐れがあり、二酸化炭素等消火設備の設置者及びメンテナンス事業者等関係者におかれては、十分に危険性を認識した上で、安全な取扱いを行うよう注意喚起を行うとともに、経済産業省のホームページに掲載を行った。

### 爆発事故

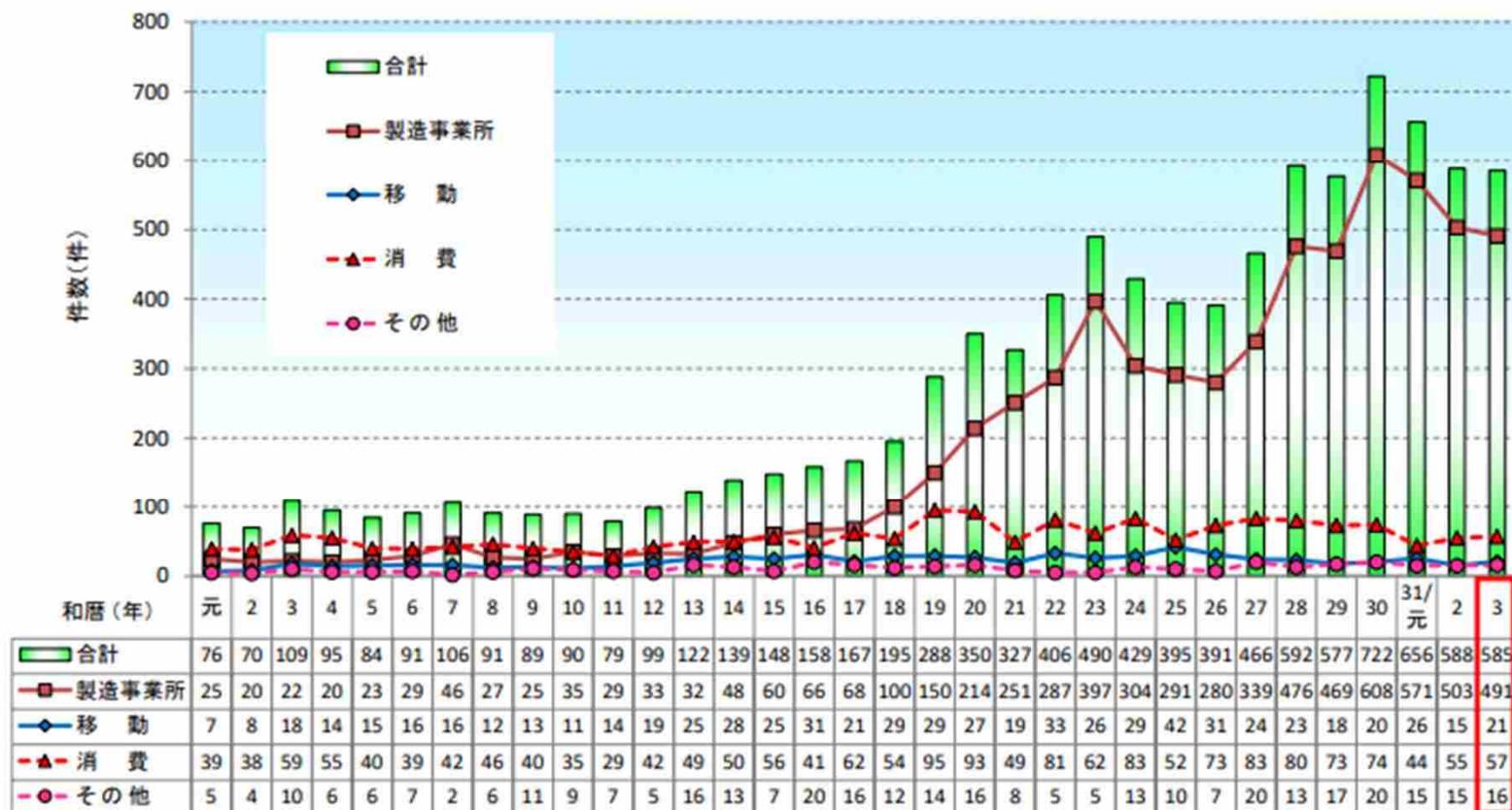
- 日時：2021年3月25日
- 県名：東京都
- 事故区分：消費
- 事象：爆発
- 事故原因：その他（不明）
- 概要：

機械器具製造業者である事業者の社屋1階作業場において、爆発が発生し、**1名が死亡**、1名が軽傷を負う事故が発生した。酸素・水素ガスを用いて鉄板を試験的にバーナーで溶断作業を行っていた。

- 対応：
- 高圧ガス消費中の爆発事故と推定されるため、一般高圧ガス保安規則（その他消費に係る技術上の基準）の遵守状況について確認した。

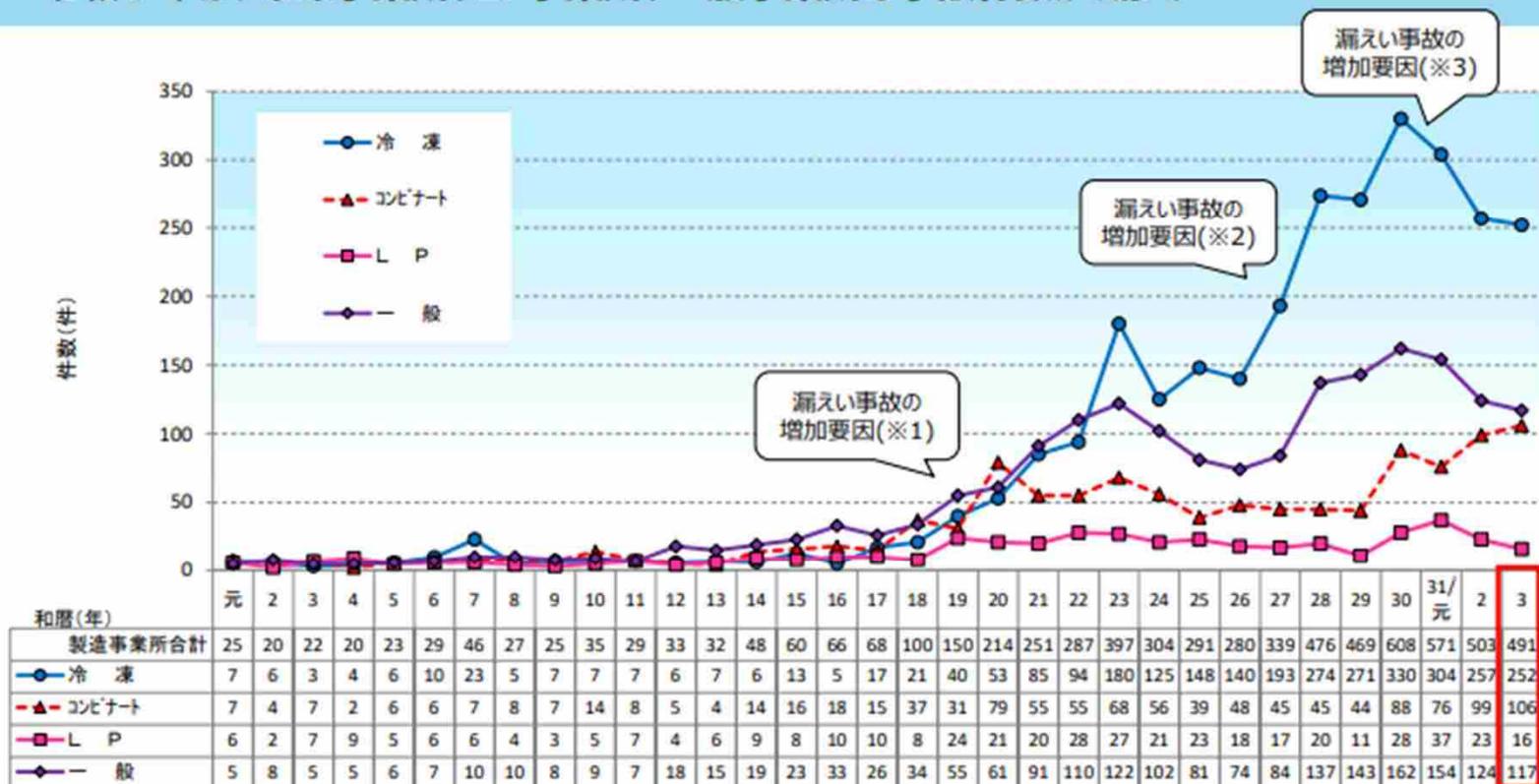
## ◆ 令和3年の高圧ガス事故全体の件数推移

- 令和3年の全体の事故件数は**585**件となり、前年より**3**件減少。
- 高圧ガス事故の多くは、製造事業所（主に冷凍事業所）において発生。



## ◆ 令和3年の製造事業所の種類別の事故件数推移

- 近年の製造事業所における事故は、半数以上が冷凍事業所で発生。
- 令和3年は、冷凍事業所、LP事業所、一般事業所の事故件数が減少。



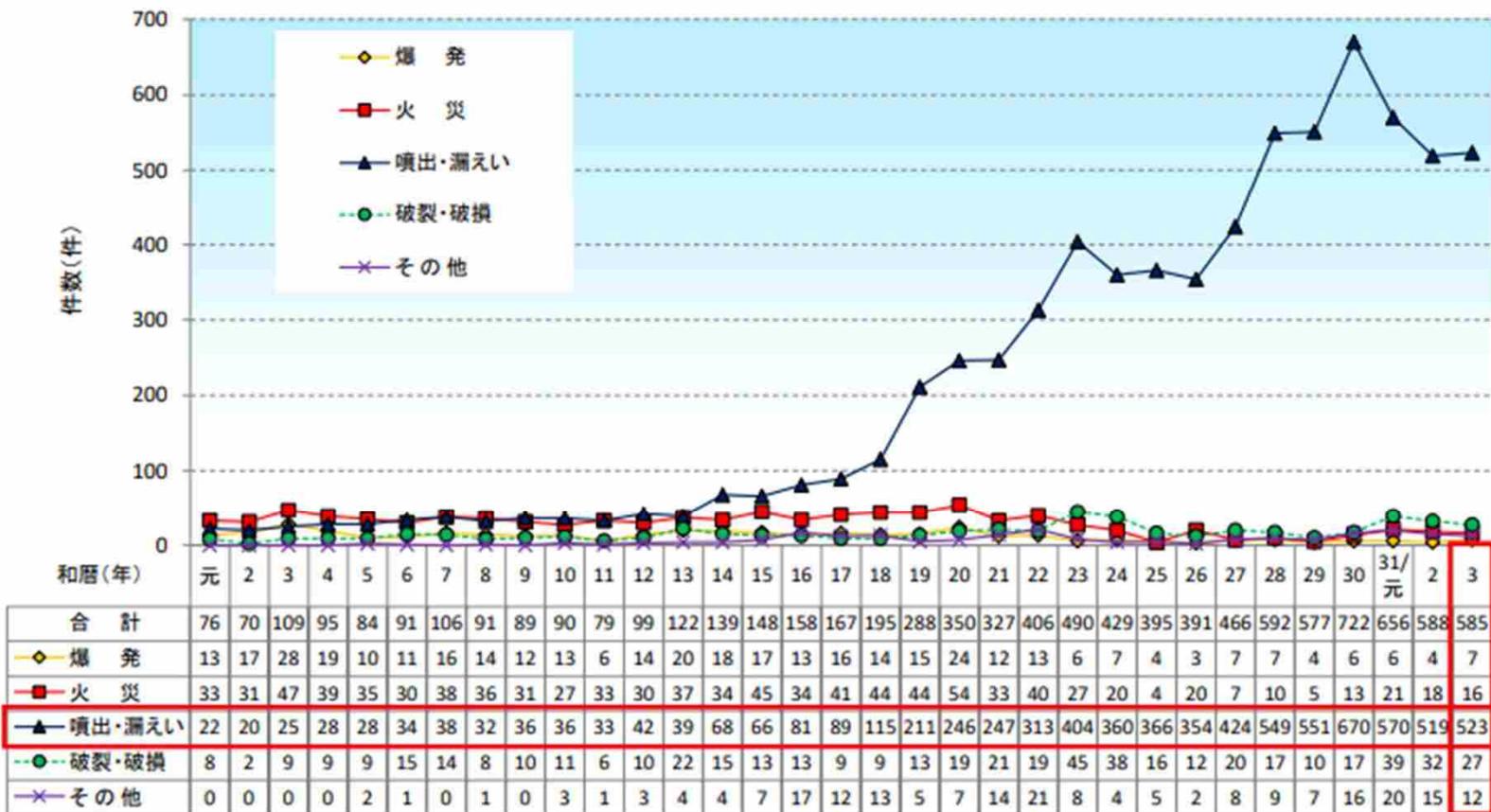
※1 高圧ガス保安法事故措置マニュアルの改正により、日常点検等において簡易な措置で停止した噴出・漏えい以外の噴出・漏えいについては事故対象であることを明確化。

※2 フロン回収・破壊法の改正により、①事業者者に算定漏えい量が報告義務、②全機器を対象とした日常点検が義務化。

※3 高圧ガス保安法事故措置マニュアルの改正により、毒性ガス以外のガスが締結部から微小（カニ池程度）漏えいする事象については事故対象外であることを規定。

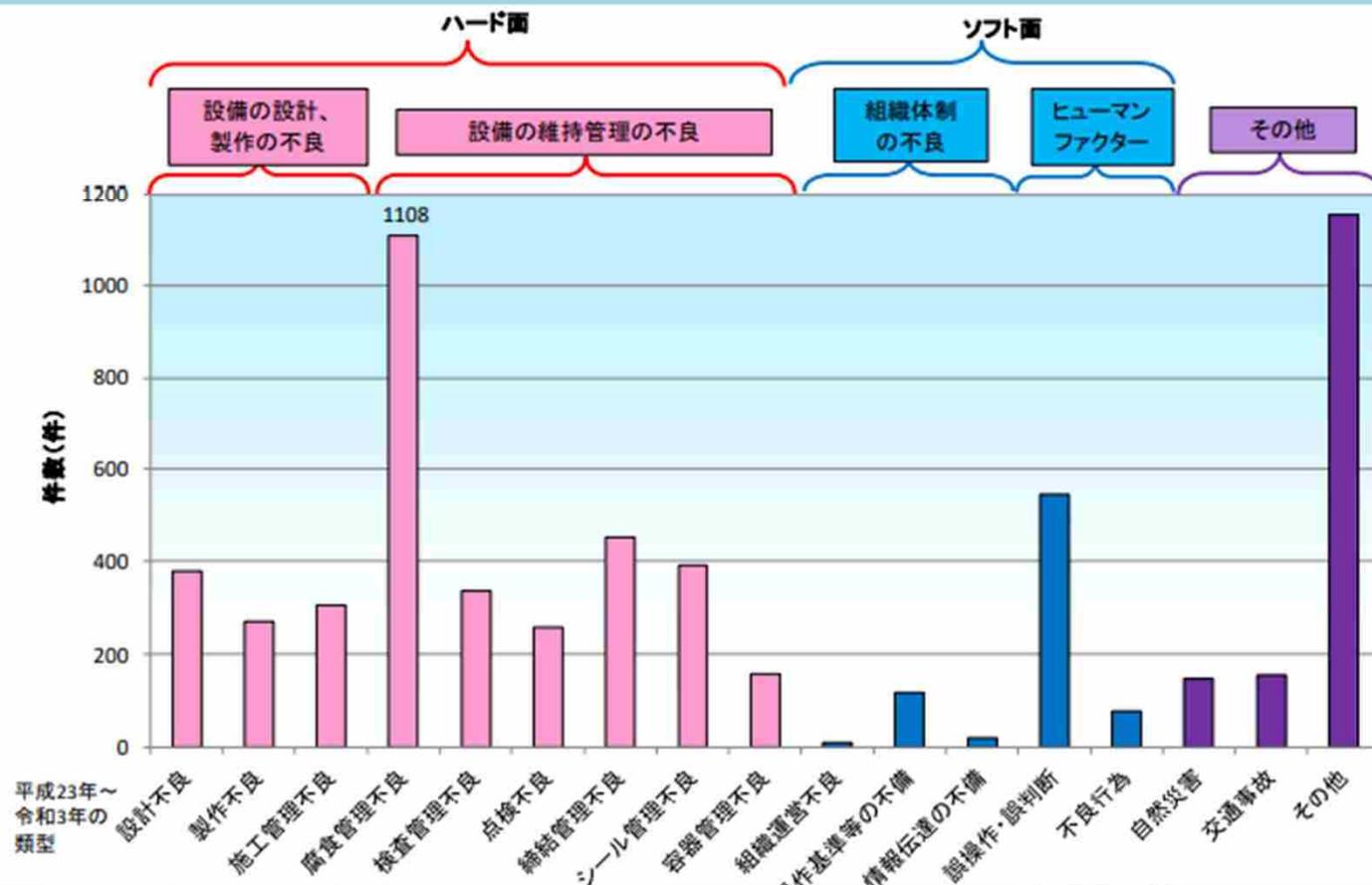
## 現象別の事故件数推移

- 近年の事故件数のうち約9割が噴出・漏えいによる事故。



## ◆ 事故の**原因**分析（平成23年～令和3年の累計）

- ハード面での問題は腐食管理不良、ソフト面では誤操作・誤判断が多い。
- これらは、設備の老朽化、人材不足、技術伝承の問題が大きく影響していると考えられる。



# ◆ 令和4年内に発生した高圧ガス事故について

## ➤ 事故事例の紹介

- 1 愛知県内での高速道路上における高圧ガス容器の移動中の事故
- 2 札幌市内で発生した降雪、積雪に起因した事故
- 3 冷凍保安規則関係事故



# 1 愛知県内での高速道路上における高圧ガス容器の移動中の事故

## 高圧ガス容器の移動中の事故

- 日時：2022年9月28日
- 県名：愛知県
- 事故区分：移動（液石則）
- 事象：漏えい、爆発
- 事故原因：調査中
- 概要：

高速道路において、多数のL Pガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるためブレーキをかけたところ、L Pガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたL Pガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発。

この事故で、L Pガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた**1名が死亡**、2名が負傷する被害が発生した。

### ●対応：

2022年10月14日付けで、関係団体に対して、高圧ガス容器を車両に積載して移動する場合は、交通法規を遵守するとともに、充填容器等の転落、転倒等による衝撃を防止するため、容器等を荷台の前方に寄せ、ロープ等を使用して確実に緊縛するなど、高圧ガスの移動時の危険性を十分に認識した上で、安全な取扱いを行うよう注意喚起。経済産業省のホームページにも掲載。また、高圧ガス保安協会のホームページにも過去の移動中の事故事例等を掲載するなど情報提供を行った。



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

## 高圧ガス容器の移動中の事故防止について（注意喚起）

### 本件の概要

2022年10月14日

経済産業省

令和4年9月28日（水）、伊勢湾岸自動車道から東名高速道路へ進入する豊田ジャンクション内の上り路線において、多数のL Pガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両との衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、L Pガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたL Pガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発する事故が発生しました。

この事故で、L Pガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷する被害が発生しました。

また、他にも高速道路において多数の高圧ガス容器を積載した車両から、当該容器が荷崩れを起こして路上に落下する事故が発生しております。

高圧ガス容器を車両に積載して移動する場合は、交通法規を遵守するとともに、高圧ガス保安法令に基づき、充填容器等の転落、転倒等による衝撃を防止するため、充填容器等を荷台の前方に寄せ、ロープ等を使用して確実に緊縛するなど、移動中の事故防止のための措置が必要です。

高圧ガス取扱者におかれては、高圧ガスの移動時の危険性を十分に認識した上で、安全な取扱い等にご注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2 札幌市内で発生した降雪、積雪に起因した事故

### 高圧ガス容器の移動中の事故 (液化石油ガスバルクローリ)

●時期:2022年2月

●場所:札幌市内

●事故区分:移動(液石則)

●事象:漏えい

●概要:

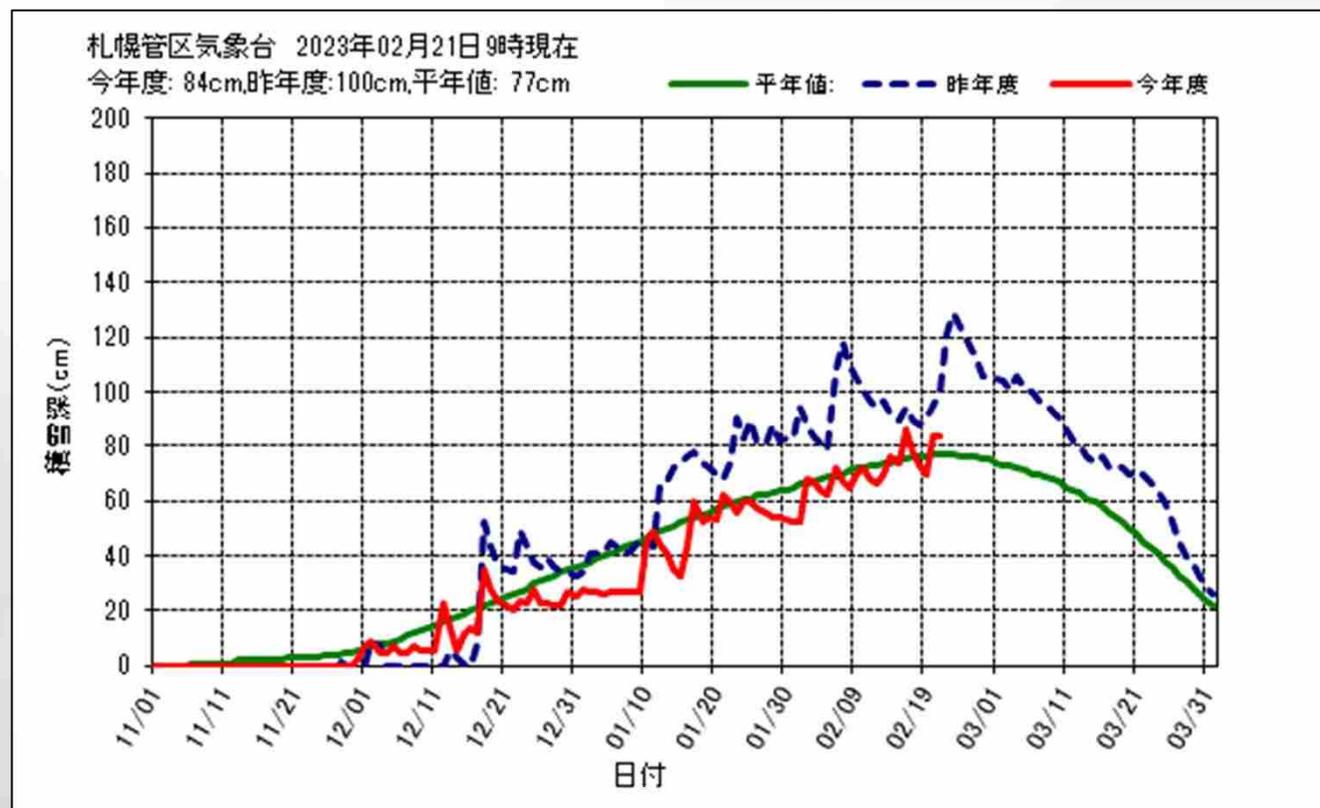
液化石油ガスバルクローリが、液化石油ガスを配送するため、札幌市内を走行中、車両下部が路面上の積雪部に接触し、その衝撃で液元弁フランジの締結部に緩みが生じ、配管内に残存していた液化石油ガスが漏えいしたものの。

●対応:

液化石油ガスバルクローリ運転手が、液元弁を閉止するとともにフランジの締結部を増し締めすることで漏えいを停止させた。

●要因・環境等:自損事故、自然災害(右図参照)

【参考：札幌市内における積雪深表】  
(令和3年度、令和4年度及び平年値)



札幌管区气象台の積雪深 観測地点: 中央区北2条西18丁目

### 3 冷凍保安規則関係事故

#### 二元冷凍設備における二酸化炭素漏えい事故

●時期:2022年1月

●場所:静岡県

●事故区分:製造(冷凍則)

●事象:漏えい

●概要:食品工場において、NH<sub>3</sub>/CO<sub>2</sub> 二元冷凍設備のスタートアップ作業中、蒸発器の冷媒コイルから漏えいし、真空チャンバ内に滞留していた二酸化炭素が、バルブ(V20)の開操作により食品の製造エリアに放出され、食品の製造エリアを巡回、点検していた運転員が、酸欠で倒れ、病院へ救急搬送されたもの。

●原因:設計不良

●再発防止策:①漏えい管理の強化、②冷凍設備の運転管理の見直し、③水平展開、④保安教育、⑤酸素濃度計と二酸化炭素濃度計の管理強化

●教訓:①冷凍設備ユーザは、冷媒ガスの漏えいが疑われる場合は、速やかな運転停止、冷凍設備メーカーへ調査依頼、補修の検討などの対応を行う必要がある。漏えいしている冷凍設備の運転は、非常に危険である。②冷凍設備ユーザは、通常の運転では冷媒ガスが流れない設備、配管系であっても、冷媒ガスが漏えいした場合に冷媒ガスが流れてくる可能性がある設備、配管系を特定し、リスクアセスメントの実施とその後の適切なリスク対応が必要である。漏えいしたガスが無色、無臭であれば、漏えいの検知はガス検知器に頼らざるを得ない。ガス検知器の設置場所の検討、定期的な作動検査が重要である。③冷凍設備メーカーは、客先支給品、指定品を含めて、設備全体に責任をもって設計し、製作する必要がある。④冷凍設備ユーザとメーカーは、漏えい事故の原因調査をする場合、漏えい箇所の非破壊試験、破面の確認などを行い、正しい事故原因を特定し、有効な再発防止対策を講じる必要がある。⑤今回の事故では、オペレータ室にいた他の作業員が息苦しさを感じ退避を決めた際、いない作業員(被災者)を探し、すぐに倒れているところを発見、救出した。異変を感じた際、最善な行動を取るためには、危険時を想定した教育(取扱い物質の情報共有、避難場所の設定、避難訓練など)が非常に有効である。

# 03.札幌市消防局からのお知らせ

## ◆ 高圧ガス関係の手続きにおける電子申請の 試行運用について

- 札幌市消防局では行政サービスにおけるデジタル化の推進を踏まえ、火災予防関係手続のオンライン化について、昨年からの検討及び試行運用を行っているところです。
- 行政手続きのオンライン化は、時間、場所にとらわれることなく手続きが可能であり、事業者の皆様にとって利便性の向上に繋がる取組であると考えています。
- 高圧ガス関係の手続きについても、一部を対象に試行運用を行っており、性質上電子申請が出来るものについて今後も対象を拡大していきますので、是非ともご活用ください。

※ 対象の手続きや詳細は次頁以降を参照願います。

## ◆ 電子申請の手続き

### 1 高圧ガス関係の試行運用の対象手続き

## 21 手続き (対象は次頁参照)

### 2 電子申請の方法

対象手続きの入力フォームを本市WEBサイトに設けておりますので、インターネットでアクセスの上、必要事項を御入力ください。

なお、試行運用の対象手続きについては、書面による従来の方法でも引き続き受け付けています。

### 3 電子申請URL

<https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/denshishinsei.html>

## ◆ 高圧ガス関係の電子申請の対象

試行運用開始期日 令和4年3月14日～	試行運用開始期日 令和4年10月1日～
1 高圧ガス製造開始届	1 検査主任者届
2 高圧ガス製造廃止届	2 高圧ガス販売主任者届
3 貯蔵所廃止届	3 高圧ガス保安技術管理者等届
4 高圧ガス販売事業廃止届	4 高圧ガス保安統括者届
5 特定高圧ガス消費廃止届	5 高圧ガス保安統括者代理者届
6 高圧ガス保安協会保安検査受検届	6 書面交付等証明請求書
7 指定保安検査機関保安検査受検届	7 特定高圧ガス取扱主任者届
8 保安検査結果報告(高圧ガス保安協会)	8 販売に係る高圧ガスの種類変更届
9 保安検査結果報告(指定保安検査機関)	9 容器検査所廃止届
10 代表者住所・氏名等変更届	10 冷凍保安責任者届
	11 冷凍保安責任者代理者届

※ 今後も電子申請の対象を拡大する予定がありますので、諸手続きの際には、前頁に記載のURLからご確認ください。

以上です、ありがとうございました。



札幌市消防局の新公式キャラクター  
「消防VTUBER／かさいもり」